

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所 所在地	営業所名	営業所 所在地	処分 年月日	処 分 内 容	主 違 反 の 条 項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道 運輸局 管内累積 点数
1	有限会社武田産業（法人番号2460102001856）代表者武田茂樹	北海道帯広市大空町10丁目17番地	本社営業所	北海道帯広市大空町10丁目17番地	45232	輸送施設の使用停止（250日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他14件	令和5年5月18日、改善報告不履行を端緒として監査を実施。15件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反〔営業所の位置（区域外）〕（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」）第2条第1項第2号）、（2）事業計画変更認可義務違反〔自動車車庫の位置及び収容能力〕（施行規則第2条第1項第4号）、（3）事業計画変更認可義務違反〔乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力〕（施行規則第2条第1項第5号）、（4）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（施行規則第6条第1項）、（5）運賃及び料金、運送約款等の掲示義務違反（貨物自動車運送事業法（以下「法」）第11条）、（6）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（7）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第3条の2）、（8）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第3条の4）、（9）点呼の記録義務違反（安全規則第7条第5項）、（10）事故の記録義務違反（安全規則第9条の2）、（11）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（12）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第10条第1項）、（13）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）、（14）社会保険等加入義務違反（施行規則第14条第2号）、（15）報告義務違反（法第60条第1項）	25	25

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処内	分の	内容	違反の条	な	項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
2	株式会社インフィニティ(法人番号1460001005125) 代表者久保保沙	北海道釧路市興津5丁目8-1		本社営業所	北海道釧路市新富士町6丁目3-9	R5.11.2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告			貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他6件			令和5年5月31日及び令和5年7月5日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(5)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(6)運転者に対する指導監督の記録保存義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2
3	株式会社ヒューマンスクエア(法人番号9460101005298) 代表者荒川裕樹	北海道帯広市西2条南19丁目18番地1		本社東営業所	北海道中川郡幕別町札内あかしや町61番地35	45232	輸送施設の使用停止(165日車)及び文書警告			貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 他14件			令和5年6月22日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車庫庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画事後届出義務違反[主たる事務所の名称及び位置の変更](施行規則第7条第1項第1号)、(3)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)日常点検の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(6)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(8)点呼の記録の改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(11)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(14)特定運転者に対する適性診断受講義務違反(安全規則第10条第2項)、(15)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(16)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	17	17

